

開成町中小企業GX戦略設備導入補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、令和2年3月に町が行ったゼロカーボンシティ表明に基づき、脱炭素社会に向けて令和32年までに二酸化炭素排出実質ゼロを実現することを目的として、町内の事業所に創・省・蓄エネ設備等を導入する中小企業等に対して、予算の範囲内で開成町中小企業GX戦略設備導入補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、開成町補助金等交付規則（昭和62年開成町規則第3号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 中小事業者 町内に事業所その他営業所を有する中小企業等で次に掲げる者をいう。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第3条第1項の許可を受けた者を除く。

ア 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者

イ 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項に規定する事業協同組合、協同組合連合会、企業組合及び協業組合

ウ 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第2条に規定する公益社団法人及び公益財団法人

エ 学校法人

オ 一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人及び特定非営利活動法人

カ 医療法人

キ 社会福祉法人

ク アからキに掲げる者に準ずるものとして町長が適当と認める者

(2) 事業者 町内に事業所その他営業所を有する者

(3) GX戦略設備 中小事業者又は事業者が町内に有する施設において導入する新品未使用の創・省・蓄エネ設備であり、開成町地球温暖化対策実行計画の推進に寄与する設備であって、種類及び定義は別表第1に掲げるものとする。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、GX戦略設備を導入する中小事業者又はGX戦略設備のうち太陽光発電設備を導入する事業者であって、次の各号のいずれも備えたものとする。

(1) 補助の対象設備が設置又は保管される施設及び敷地の所有権を有している

こと。借地等の場合には所有権を有する者の承認を得ていること。

- (2) 補助対象設備について、国及び国が委託した団体の行う補助事業を活用していないこと。
- (3) エネルギー使用状況に関する調査・分析等のため、環境省や町に対する必要な情報を提供すること。
- (4) 本町が徴収する税又は料の滞納がないこと。
- (5) 電気自動車（以下「E V」という。）又はE V清掃車を導入する場合については、補助対象車両の自動車検査証の使用者及び所有者に記載されている中小事業者であること。また、中小事業者の所有施設において、車両の走行による想定年間消費電力量を賄うことができる太陽光発電設備等の再エネ発電設備を有していること。ただし、同設備で十分な電力を賄うことができない場合等で同設備を設置できない場合については、その不足分について再エネ電力証書（グリーン電力証書、再エネ電力由来Jクレジット）の購入又は再エネ電力メニューから調達を行うこととする。
- (6) 開成町暴力団排除条例（平成 23 年開成町条例第 1 号）第 2 条第 4 号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）に該当する者及び暴力団員等が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する者が中小事業者又は事業者の役員でないこと。

（補助金の額）

第 4 条 この補助金の額は、別表第 2 に定める額とする。

（交付申請期間）

第 5 条 補助金の交付申請期間は、別表第 3 に定める期間とする。

（交付申請）

第 6 条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、事業の着工前に開成町中小企業 G X 戦略設備導入補助金交付申請書（第 1 号様式）に別表第 4 に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。ただし、E V 及び V 2 H については、購入後又は設置後の提出とする。

（交付決定）

第 7 条 町長は、前条の規定による補助金の交付申請があつたときは、その内容を審査し、補助金交付の可否について、開成町中小企業 G X 戦略設備導入補助金交付（不交付）決定通知書（第 13 号様式）により、申請者に対して通知するものとする。

（補助対象事業の変更等）

第 8 条 申請者は、次の各号のいずれかに該当するときは、開成町中小企業 G X 戦略設備導入補助金変更承認申請書（第 14 号様式）により、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。

(1) 補助対象事業の内容又はこれに係る経費等に変更が生じたとき。

(2) 補助対象事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

- 2 町長は、前項の規定による変更交付申請があったときは、その内容を審査し変更承認の可否及び変更交付決定額等について、開成町中小企業GX戦略設備導入補助金変更承認（不承認）通知書（第15号様式）により、申請者に対して通知するものとする。

（補助金の交付請求）

第9条 申請者は、第7条の規定による補助金の交付決定を受けたときは、開成町中小企業GX戦略設備導入補助金交付請求書（第16号様式）に別表第5に掲げる書類を添えて別表3に掲げる請求期限までに町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、前項の規定による請求書を受領した日から30日以内に補助金を交付するものとする。

（重点対策加速化）

第10条 本補助金は、国の二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）の交付要綱等（重点対策加速化事業に係るもの）に基づき交付することとする。

（太陽光発電設備に係るエネルギー使用量等の報告）

第11条 太陽光発電設備を導入する者は、設備を導入した施設の月ごとのエネルギー使用量及び売電量について1年分をとりまとめ、開成町中小企業GX戦略設備導入補助金太陽光発電に係る稼働状況報告書（第18号様式）により町長に提出するものとする。

- 2 前項の報告書の提出期限は、開成町中小企業GX戦略設備導入補助金交付請求書（第16号様式）の受理日から起算して2年以内とする。
- 3 第1項の報告書が期限までに提出できないときは、申請者は町に補助金の全額を返納しなければならない。

（LED照明・高効率空調に係るエネルギー使用量等の報告）

第12条 LED照明設備、高効率空調を導入する者は、設備を導入した施設の月ごとのエネルギー使用量の1年分をとりまとめ、開成町中小企業GX戦略設備導入補助金省エネ実績状況報告書（第19号様式）により町長に提出するものとする。

- 2 前項の報告書の提出期限は、開成町中小企業GX戦略設備導入補助金交付請求書（第16号様式）の受理日から起算して2年以内とする。
- 3 第1項の報告書が期限までに提出できないときは、申請者は町に補助金の全額を返納しなければならない。

（所有状況等の報告）

第13条 EVを導入する者は、電気自動車等の所有から6年間（軽自動車の場合は4年間）、EV清掃車を導入する者は、EV清掃車の所有から4年間（小型車の場合

合は3年間)にわたり、開成町中小企業GX戦略設備導入補助金電気自動車及びEV清掃車に係る所有状況等報告書(第20号様式)を年1回提出するものとする。

2 前項の報告書の初回の提出期限は、EV又はEV清掃車を所有した翌年の所有月日から1カ月以内とし、2回目以降の提出期限は、各年の所有月日から1カ月以内とする。

3 第1項の報告書が期限までに提出できないときは、申請者は町に補助金の全額を返納しなければならない。

(交付決定の取消)

第14条 町長は、補助金の交付決定後に申請者が次の各号のいずれかに該当することが判明したときは、補助金の交付決定を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(1) この要綱の規定に違反したとき。

(2) 提出書類に虚偽を記載し、又は補助金の申請に関し、不正な行為があったとき。

(財産の処分の制限)

第15条 補助金の交付を受けた者は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した当該設備等を開成町中小企業GX戦略設備導入補助金財産処分承認申請書(第21号様式)による町長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、補助金の交付を受けた者が開成町中小企業GX戦略設備導入補助金財産処分に係る補助金返納申出書(第22号様式)を町長に提出し、補助金の全部に相当する金額を町に納付した場合又は補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して町長が別に定める期間を経過した場合は、この限りでない。

(財産の処分の通知)

第16条 町長は、前条の規定による財産処分承認申請書の提出があったときは、その内容を審査し、その結果を開成町中小企業GX戦略設備導入補助金財産処分審査結果通知書(第23号様式)により、申請者に対して通知するものとする。

2 町長は、前条ただし書きの補助金返納の申出があったときは、財産処分に係る開成町中小企業GX戦略設備導入補助金財産処分に係る補助金返納期限等通知書(第24号様式)により、申出者に対して通知するものとする。

(その他)

第17条 本事業は、開成町中小企業小口資金融資制度又は開成町中小企業GX戦略事業利子補給制度もしくはその両方と併用して利用することができるものとする。

2 申請者は、開成町ゼロカーボンシティ創成パートナー企業として開成町と協定を締結するように努めることとする。

3 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 5 年 7 月 3 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、公表の日から施行し、改正後の開成町中小企業 G X 戦略設備導入補助金の規定は、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

(令和 6 年度申請期間)

- 2 別表第 3 の 1 項申請期間の欄に規定する申請期間の始期は、令和 6 年度に限り施行の日とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、公表の日から施行し、改正後の開成町中小企業 G X 戦略設備導入補助金交付要綱の規定は、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、公表の日から施行し、改正後の開成町中小企業 G X 戦略設備導入補助金交付要綱の規定は、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、公表の日から施行し、改正後の開成町中小企業 G X 戦略設備導入補助金交付要綱の規定は、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

(令和 7 年度申請期間)

- 2 別表第 3 の 1 項申請期間の欄に規定する申請期間の始期は、令和 7 年度に限り施行の日とする。

附 則

この要綱は、公表の日から施行し、改正後の開成町中小企業 G X 戦略設備導入補助金交付要綱の規定は、令和 7 年 10 月 14 日から適用する。

別表第 1（第 2 条関係）

No.	創エネ、省エネ及び蓄エネ機器等の種類	定義	
1	太陽光発電設備	太陽光発電設備	太陽電池を利用して電気を発生させるための設備及びこれに付属する設備であって、設置された施設において電気が消費され、連系された低圧配電線に余剰の電気が逆流されるもののうち、以下の要件を満たすものであること。 (1) BEMSやFEMS等のエネルギー管理システム（以下「EMS」という。クラウド版を含む。）と連動しているものに限る。 (2) 新品かつ未使用品であること。 (3) 太陽電池の出力状況等により、起動及び停止等に関して全自動運転を行うもの (4) 太陽電池モジュールが、次の(a)～(c)のいずれかの規格等に適合しているもの (a) 国際電気標準会議の規格又は日本工業規格に適合しているもの (b) 一般財団法人電気安全環境研究所の認証を受けているもの (c) 一般社団法人太陽光発電協会 J P E A 代行申請センターにおいて設備認定に係る型式登録がされているもの (5) 本事業により導入する太陽光発電設備で発電する電力量の 30%以上を太陽光発電設備を設置した施設及び敷地において消費すること。ただし、事業所その他営業所については、当該施設及び敷地において消費する電力量を含めて 50%以上を神奈川県内の需要家が消費すること。 (6) 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 2 条第 1 項第 5 号ロに定める接続供給を行わないこと。

			(7) 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第9条第4項により認定された発電事業に用いるものでないこと。 (8) 固定価格買取制度又はF I P制度を利用しないこと。 (9) 売電を行う場合は余剰買取方式によること（全量買取方式は対象外）。 (10) 接続契約を締結している一般送配電事業者又は特定送配電事業者から国が定める出力制御の指針に基づいた出力制御の要請を受けたときは、適切な方法により協力すること。 (11) 発電により生じた環境価値のうち、申請者が使用する電力に紐づけられる環境価値は申請者に帰属させること。 (12) 法定耐用年数を経過するまでの間、交付対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ-クレジット制度への登録を行わないこと。 (13) 設備の設置後、適切な保守点検及び維持管理を実施すること。 (14) 防災、環境保全、景観保全の観点から計画段階で予期しなかった問題が生じた場合、適切な対策を講じ、災害防止や自然破壊、近隣への配慮を行うよう努めること。 (15) 再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」（資源エネルギー庁）に定める遵守事項等に準拠して事業を実施するものであること。 (16) 10kW以上の太陽光発電設備の場合、交付対象設備の解体・撤去等に係る廃棄等費用について、「廃棄等費用積立ガイドライン」（資源エネルギー庁）を参考に、必要な経費を算定し、積立等の方法により確保する計画を策定し、その計画に従い適切な経費の積立等を行い、発電事業の終了時において、適切な廃
--	--	--	---

			棄・リサイクルを実施すること。 (17) 10kW以上の太陽光発電設備の場合、災害等による撤去及び処分に備えた火災保険や地震保険、第三者賠償保険等に参加するよう努めること。 (18) 設備の入れ替えの場合は、旧設備の撤去及び処分に係る経費は対象外とする。 (19) 国の二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）の交付要綱等（重点対策加速化事業に係るもの）に掲げる要件を満たしていること。
		蓄電池（太陽光発電設備と同時設置）	(1) 4,800Ah・セル相当の kWh 未満の蓄電池の場合は、費用（機器、付属品及び工事に係る費用。税抜き）を蓄電容量（kWh）で除した金額が 12.5 万円/kWh 以下の蓄電システムとなるよう努めること。 (2) 4,800Ah・セル相当の kWh 以上の蓄電池の場合は、費用（機器、付属品及び工事に係る費用。税抜き）を蓄電容量（kWh）で除した金額が 11.9 万円/kWh 以下の蓄電システムとなるよう努めること。 (3) 新品かつ未使用品であること。 (4) 設備の入れ替えの場合は、旧設備の撤去及び処分に係る経費は対象外とする。 (5) 国の二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）の交付要綱等（重点対策加速化事業に係るもの）に掲げる要件を満たしていること。
		E M S （太陽光発電設備と同時に新設）	中小事業者又は事業者が使用する空調、照明等の電力使用量を計測し、及び蓄積し、電力使用量の見える化が実現できる機器であり、創・省・蓄エネの1つ以上の機器に接続し、省エネルギーに資する自動制御機能（省エネモードを含む。）、電力使用量に関わる情報に基づいた省エネルギーを促す情報提供機能を有するものを

		いい、以下の全ての要件を満たすものであること。 (1) 新品かつ未使用品であること。 (2) 実機のあるものであること。 (3) 設備の入れ替えの場合は、旧設備の撤去及び処分に係る経費は対象外とする。 (4) 国の二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）の交付要綱等（重点対策加速化事業に係るもの）に掲げる要件を満たしていること。
2	L E D照明	以下の全ての要件を満たすものであること。 (1) 新品かつ未使用品であること。 (2) 調光制御機能を有するL E Dに限る。 (3) 電気用品安全法等の国内法規に準じたもの。 (4) 商用電源により点灯するもの。但しコンセントより給電する照明器具は対象外とする。 (5) 既設照明器具の改造を伴う場合は対象外とする。 (6) 蛍光灯、白熱電球、放電ランプ、電球形L E Dランプと互換性を有する口金をもつものは対象外とする。 (7) 調光制御設備 原則、同一メーカーの連続調光照明器具と照明制御器の組合わせとするほか、次による。 (a) 連続調光器具 調光制御システムと組み合わせる器具は、調光信号により出力を連続的に制御し、調光下限値を35%以下としたものとする。 (b) 照明制御器 (ア) 照明制御器は、センサ、照明制御部等で構成し、センサからの情報及びあらかじめ設定された条件から照明器具の光出力又は点滅を制御できるものとする。 (イ) 調光信号を送出し、25台以上の照明器具を制御できるものとする。

		(ウ) 無線式 無線通信機器付照明器具と無線通信機能付照明制御機器の組合せにより制御するシステムとする。 (エ) 有線式 専用の調光信号線により、連続調光器具と照明制御器を接続し制御するシステムとする。 (c) センサ (ア) 明るさセンサ 明るさセンサが感知した光量に応じて調光できるものとする。 (イ) 人感センサ ①人感センサは、センサから直線距離 2.5m以上検知できるものとする。 ②消灯と減光は切り換えられるものとし、減光時の光束は感知時の全光束に対しての比率において 30%以下で設定されているものとする。 (d) 制御 調光制御設備は、以下の制御のうち、1つ以上の制御を採用すること。 (ア) スケジュール制御 あらかじめ設定したタイムスケジュールに従い、個別回路、グループ化又はパターン化した回路を自動的に点滅又は調光制御する。 (イ) 明るさセンサによる一定照度制御 明るさセンサからの信号により、あらかじめ設定した照度に調光制御する。 (ウ) 在／不在調光制御 人感センサ又は微動検知人感センサからの信号により、あらかじめ設定した個別回路を点滅又は調光制御する。なお、調光制御にあたっては、緩やかに調光できるものとする。 (8) 設置費用の総額が 5 万円以上であること。 (9) EMS 等により対象設備の電力使用量等が測定でき、省 CO2 効果の実証が可能であること。 (10) 設備の入れ替えの場合は、旧設備の撤去及び処分に係る経費は対象外とする。 (11) 国の二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）の交付要綱等（重
--	--	--

		点対策加速化事業に係るもの) に掲げる要件を満たしていること。
3	高効率空調	以下の全ての要件を満たすものであること。 (1) 新品かつ未使用品であること。 (2) 対象施設内に設置するものであり、従来の空調機器等に対して 30%以上省 CO2 効果が得られるもの。 (3) EMS 等により対象設備の電力使用量等が測定でき、省 CO2 効果の実証が可能であること。 (4) 設備の入れ替えの場合は、旧設備の撤去及び処分に係る経費は対象外とする。 (5) 国の二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）の交付要綱等（重点対策加速化事業に係るもの）に掲げる要件を満たしていること。
4	E V	以下の全ての要件を満たすものであること。 (1) 電池に備えた電力を動力源とし、外部電源からの電気を当該自動車に搭載されている電池に充電することができる内燃機関を有さない四輪以上の自動車であって、当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車の燃料が電気であることが記載されている自動車であること。ただし、定格出力が 10 kW未満のものを除く。 (2) 新品かつ未使用品であること。 (3) 通信・制御機器、充放電設備又は充電設備と合わせて外部給電が可能な E V であること。 (4) 第 3 条第 6 号の方法により充電すること。 (5) 一般社団法人次世代自動車振興センターの行うクリーンエネルギー自動車導入補助金（以下「C E V 補助金」という。）の補助対象車両一覧に掲げられる銘柄であること。 (6) 車両の入れ替えの場合は、旧車両の処分に係る経費は対象外とする（下取りを除く）。

		V 2 H (E Vと 同時 に導 入)	以下の全ての要件を満たすものであること。 (1) EVや超小型EV、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池車から電力を取り出すことができる土地に固定された装置であること。 (2) 新品かつ未使用品であること。 (3) 経済産業省「クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金」の補助対象機器として登録されているものであること。 (4) V2Hを導入する場合は、その設置場所が車両保管場所と同一施設であり、V2Hを用いて電気を取り出すEVの自動車検査証における使用の本拠の位置と同じであること。 (5) 設備の入れ替えの場合は、旧設備の撤去及び処分に係る経費は対象外とする。
5	EV清掃車		以下の全ての要件を満たすものであること。 (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)の規定に基づく廃棄物の運搬の用に供し、かつ、廃棄物処理基準のうち廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第3条第1号ハに規定する基準に適合する自動車であって、その用途が特殊用途自動車であり、かつ、その車体の形状が塵芥車であるもの。 (2) 電池に備えた電力を動力源とし、外部電源からの電気を当該自動車に搭載されている電池に充電することができる内燃機関を有さない四輪以上の自動車であって、当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車の燃料が電気であることが記載されている自動車であること。 (3) 新品かつ未使用品であること。 (4) 通信・制御機器、充放電設備又は充電設備と合わせて外部給電が可能なEVであること。 (5) 第3条第6号の方法により充電すること。

		(6) 車両の入れ替えの場合は、旧車両の処分に係る経費は対象外とする（下取りを除く）。
--	--	---

別表第2（第4条関係）

No.	補助区分	補助額
1	太陽光発電設備	50,000 円／k W ※k Wは小数点以下切捨て ※1,000 円未満の端数切捨て
	4,800Ah・セル未満の蓄電池を同時設置する場合	+設置費用(機器・工事)の1/3 (上限 51,000 円/kWh) ※kWh は小数点第2位以下切捨て ※1,000 円未満の端数切捨て
	4,800Ah・セル以上の蓄電池を同時設置する場合	+設置費用(機器・工事)の1/3 (上限 63,000 円/kWh) ※kWh は小数点第2位以下切捨て ※1,000 円未満の端数切捨て
	E M S を同時設置(新設)する場合	+設置費用(機器・工事)の2/3 ※1,000 円未満の端数切捨て
2	L E D照明	設置費用(機器・工事)の1/2 ※1,000 円未満の端数切捨て
3	高効率空調	設置費用(機器・工事)の1/2 ※1,000 円未満の端数切捨て
4	E V	蓄電容量×20,000 円 (CEV 補助金の銘柄ごとの補助金交付額が上限)
	V 2 Hを同時に導入する場合	設置費用(機器・工事)の1/2 ※1,000 円未満の端数切捨て
5	E V清掃車	導入に必要な費用（最小限度）の1/2 ※1,000 円未満の端数切捨て

※ 太陽光発電設備の容量は、太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値又はパワーコンディショナー（複数のパワーコンディショナーを設置する場合は、系列ごとに当該値を合計した数値）の定格出力の合計値のいずれか小さい方の数値とする。

別表第 3（第 5 条、第 9 条関係）

No.	補助区分	対象期間	申請期間	請求期限
1	別表第 2 の全て	右記申請期間 の始期から請 求期限まで	当該年度の 2 月 15 日までとし、始期 は別に定める。	当該年度の 2 月 末日

※ 申請期間の始期若しくは終期の日又は期限の日が休庁日にあたる場合は、始期の日についてはその後開庁日とし、終期の日及び期限の日についてはその前開庁日とする。

別表第4（第6条関係）

No.	補助対象	添付書類
1	太陽光発電設備	(1) 太陽光発電設備の設置費に係る見積書の写し。ただし、太陽光発電設備に係る見積額が記載されていない場合にあつては、見積内訳書を添付すること。 (2) 開成町中小企業GX戦略設備導入補助金に係る誓約書（第2号様式） (3) 開成町中小企業GX戦略設備導入補助金太陽光発電設備に係る国基準適合確認書（第3号様式） (4) 開成町中小企業GX戦略設備導入補助金太陽光発電自家消費率計算書（設計段階）（第4号様式） (5) 設備の発電能力、規模がわかる書類 (6) 売電する場合は、売電の契約がわかる書類 (7) 当該施設における創・省・蓄エネ機器の導入計画書（第5号様式） (8) 申請者が中小事業者又は事業者に該当することがわかる書類 (9) 太陽光発電装置をPPAで導入する場合には、開成町中小企業GX戦略設備導入補助金太陽光発電に係るPPAサービス料金控除額証明書（第6号様式） (10) 太陽光発電装置をリースで導入する場合には、開成町中小企業GX戦略設備導入補助金太陽光発電に係るリース料金控除額証明書（第7号様式） (11) 蓄電池を太陽光発電設備と同時に導入する場合には、蓄電池の設置工事見積書（税抜き。蓄電池の製品の価格及び容量が明示されているもの）。ただし、蓄電池に係る見積額が記載されていない場合にあつては、見積内訳書を添付すること。

		(12) 開成町中小企業G X戦略設備導入補助金蓄電池に係る国基準適合確認書（第8号様式） (13) EMSを太陽光発電設備と同時に導入する場合（新設に限る）には、EMSの設置工事見積書。ただし、EMSに係る見積額が記載されていない場合にあつては、見積内訳書を添付すること。 (14) 開成町中小企業G X戦略設備導入補助金EMSに係る国基準適合確認書（第9号様式） (15) その他町長が必要と認めるもの
2	LED照明	(1) LED照明設備の設置費に係る見積書の写し。ただし、LED照明設備に係る見積額が記載されていない場合にあつては、見積内訳書を添付すること。 (2) 開成町中小企業G X戦略設備導入補助金に係る誓約書（第2号様式） (3) LED照明の導入量・型式がわかる書類 (4) 設備の入れ替えの場合は、旧設備の量・型式がわかる書類 (5) 開成町中小企業G X戦略設備導入補助金LED照明設備に係る要件適合確認書（第10号様式） (6) 環境省の地球温暖化対策事業効果算定ガイドブック＜補助事業申請用＞の補助事業申請者向けハード対策事業計算ファイルの「G.省エネ設備」による積算結果 (7) 当該施設における創・省・蓄エネ機器の導入計画書（第5号様式） (8) 申請者が中小事業者に該当することがわかる書類 (9) その他町長が必要と認めるもの

3	高効率空調	(1) 高効率空調設備の設置費に係る見積書の写し。ただし、高効率空調設備に係る見積額が記載されていない場合にあっては、見積内訳書を添付すること。 (2) 開成町中小企業G X戦略設備導入補助金に係る誓約書（第2号様式） (3) 高効率空調の導入量・型式がわかる書類 (4) 設備の入れ替えの場合は、旧設備の量や性能の現状、型式がわかる書類 (5) 開成町中小企業G X戦略設備導入補助金高効率空調設備に係る要件適合確認書（第11号様式） (6) 環境省の地球温暖化対策事業効果算定ガイドブック＜補助事業申請用＞の補助事業申請者向けハード対策事業計算ファイルの「G.省エネ設備」による積算結果 (7) 当該施設における創・省・蓄エネ機器の導入計画書（第5号様式） (8) 申請者が中小事業者に該当することがわかる書類 (9) その他町長が必要と認めるもの
4	E V(サブスクリプション・リースは対象外)	(1) 開成町中小企業G X戦略設備導入補助金に係る誓約書（第2号様式） (2) 開成町中小企業G X戦略設備導入補助金電気自動車及びE V清掃車に係る電力調達方法報告書（第12号様式） (3) C E V補助金の「補助対象車両一覧」に掲載されている銘柄であることがわかる資料 (4) 領収書の写し。ただし、車両の名称、車両本体価格、下取車の価格等が記載されていない場合にあっては、内訳書を添付すること。また、ローン、クレジット、保証、割賦等の支払い方法により後払い

		となる場合は、申請者が契約者となっているローン、クレジット、保証、割賦等の契約書を添付すること。 (5) 自動車検査証の写し (6) 保管場所の案内図、位置図及び現況写真 (7) 保管場所となる施設の再エネ設備で車両の電力を賄う場合は、EMSのデータなどの当該設備の発電量と自宅の電力消費量がわかる資料 (8) (7)に該当しない場合は、再エネの調達に係る契約書 (9) V2HをEVと同時に導入する場合は、経済産業省「クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金」の「補助対象充電設備型式一覧表」に掲載されている銘柄であることがわかる資料 (10) V2HをEVと同時に導入する場合は、V2Hの領収書の写し。ただし、設備の名称、設備本体価格が記載されていない場合にあっては、内訳書を添付すること。なお、値引きがある場合には、設備分の値引きがいくらであるのか明記されている必要がある。また、ローン、クレジット、保証、割賦等の支払い方法により後払いとなる場合は、申請者が契約者となっているローン、クレジット、保証、割賦等の契約書を添付すること。 (11) V2HをEVと同時に導入する場合は、設置場所の位置図及び現況写真 (12) V2HをEVと同時に導入する場合は、保証書の写し (13) その他町長が必要と認めるもの
--	--	--

5	E V 清掃車(サブスクリプション・リースは対象外)	(1) 開成町中小企業G X戦略設備導入補助金に係る誓約書 (第2号様式) (2) 開成町中小企業G X戦略設備導入補助金電気自動車及びE V 清掃車に係る電力調達方法報告書 (第12号様式) (3) 見積書の写し。ただし、車両の名称、車両本体価格、下取車の価格等が記載されていない場合にあっては、内訳書を添付すること。 (4) 保管場所となる施設の再エネ設備で車両の電力を賄う場合は、EMSのデータなどの当該設備の発電量と自宅の電力消費量がわかる資料 (5) (4)に該当しない場合は、再エネの調達に係る契約書 (6) その他町長が必要と認めるもの
---	----------------------------	---

別表第 5（第 9 条関係）

No.	補助対象	添付書類
1	太陽光発電設備	(1) 太陽光発電設備の設置費に係る領収書の写し。ただし、太陽光発電設備に係る支払金額が記載されていない場合にあつては、領収内訳書又は請求内訳書を添付すること。 (2) 太陽光発電設備の設置状況を示す写真（太陽電池モジュール、パワーコンディショナーが確認できるもの） (3) 太陽光発電設備が国の基準に適合することを確認することができる写真等の資料一式 (4) 開成町中小企業 G X 戦略設備導入補助金太陽光発電自家消費率計算書（完成時）（第 17 号様式） (5) 蓄電池を太陽光発電設備と同時に導入する場合には、蓄電池の設置工事領収書（税抜き。蓄電池の製品の価格が明示されているもの）。ただし、蓄電池に係る支払金額が記載されていない場合にあつては、領収内訳書又は請求内訳書を添付すること。 (6) 蓄電池が国の基準に適合することができる写真等の資料一式 (7) EMS を太陽光発電設備と同時に導入する場合（新設に限る）には、EMS の設置工事領収書（税抜き。EMS の製品の価格が明示されているもの）。ただし、EMS に係る支払金額が記載されていない場合にあつては、領収内訳書又は請求内訳書を添付すること。 (8) EMS が国の基準に適合することができる写真等の資料一式 (9) その他町長が必要と認めるもの

2	L E D 照明	(1) L E D 照明設備の設置費に係る領収書の写し。ただし、L E D 照明設備に係る支払金額が記載されていない場合にあつては、領収内訳書又は請求内訳書を添付すること。 (2) L E D 照明設備の設置状況を示す写真 (3) L E D 照明設備が国の基準に適合することを確認することができる写真等の資料一式 (4) その他町長が必要と認めるもの
3	高効率空調	(1) 高効率空調設備の設置費に係る領収書の写し。ただし、高効率空調設備に係る支払金額が記載されていない場合にあつては、領収内訳書又は請求内訳書を添付すること。 (2) 高効率空調設備の設置状況を示す写真 (3) 高効率空調設備が国の基準に適合することを確認することができる写真等の資料一式 (4) その他町長が必要と認めるもの
4	E V ※ E V のみ、V 2 H 同時購入共通	不要。ただし、町長が必要と認めた場合はこの限りではない。
5	E V 清掃車	(1) 領収書の写し。ただし、車両の名称、車両本体価格、下取車の価格等が記載されていない場合にあつては、内訳書を添付すること。また、ローン、クレジット、保証、割賦等の支払い方法により後払いとなる場合は、申請者が契約者となっているローン、クレジット、保証、割賦等の契約書を添付すること。 (2) 自動車検査証の写し (3) 保管場所の案内図、位置図及び現況写

		真 (4) その他町長が必要と認めるもの
--	--	-------------------------